育児休業に伴う保育園等継続利用届

相馬市長・相馬市福祉事務所長 様

令和　　年　　月　　日

住　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　育児休業取得者

氏　名：

電話番号：

　私は、別紙のとおり育児休業を取得しますが、現在、保育園等を利用している児童について育児休業期間中の教育保育給付認定、または施設等利用給付認定の継続を希望しますので届出します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施　設　名 |  | | |  |
| 在園児童名 | （ 男・女 ） | 生年月日 | | 年　 　月　 日（ 　歳児クラス） |
| （ 男・女 ） | 生年月日 | | 年　 　月　 日（ 　歳児クラス） |
| （ 男・女 ） | 生年月日 | | 年　 　月　 日（ 　歳児クラス） |
| 出生児童名 | （ 男・女 ） | 生年月日 | | 年　 　月　 日 |
| 育児休業期間 | 令和　　　年　　　月　　　日　から　令和　　　年　　　月　　　日　まで取得 | | | |
| 在園児童継続  利用希望期間 | 令和　　　年　　　月　　　日　から　令和　　　年　　　月　　　日　まで希望 | | | |
| 復職予定年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 | | □育児休業期間満了後に復職予定  □育児休業期間を短縮して復職予定 | |
| 備　考 |  | | | |
| 継 続 理 由 | □次年度に小学校入学を控えているため、環境の変化に留意する必要があるため  □児童の発達上、環境の変化が好ましくないため  □その他　※具体的に記載してください（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |

* 育児休業とは、「育児・介護休業法」に基づくものを指しています。育児休業給付の対象とならない休業については、継続利用の対象となりません。
* 復職とは、育児休業を取得している勤務先に、休業前と同じ雇用条件（育児短時間勤務取得予定を含む）で復帰し就労することを指しています。育児休業開始前や期間中に勤務先を退職した場合（退職予定も含む）は、継続利用の要件を満たさないため退園または認定取消となります。
* 育児休業終了後、勤務先に復職する場合、育児休業対象児童が満１歳に達する月の月末まで継続利用が可能です。利用希望月の締切日までに当該児の入園申込みをしてください。なお、復職後は、復職後の雇用条件等が記載された「就労証明書」提出していただき、復職したことの確認を行います。
* 継続利用期間中に育児休業対象児童の入園申込みをしたものの、入園が保留となったために育児休業を延長する場合は、当該児が入園できるまでの間、最長１歳に達する年度の末日（3月31日）まで継続利用を延長することができます。ただし、当該児の入園申込みをしていない場合には、継続利用は延長できません。
* この届出は、育児休業期間が記載された「就労証明書」等とともに、育児休業を開始する1週間前までに社会福祉課児童家庭係または相馬市学校教育課学校教育係に提出してください。
* 保育園等継続利用のための現況届は毎年度必要です。年度をまたいで育児休業を取得する場合には、現況届の際に再度継続利用届を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象施設 | 問い合わせ先 | 電話番号 |
| 保育園、認定こども園、  新制度移行幼稚園、認可外保育施設　等 | 相馬市　こども家庭課　こども家庭係 | 0244-37-2204 |
| 新制度未移行幼稚園、市立幼稚園 | 相馬市教育委員会　学校教育課　学校教育係 | 0244-37-2185 |